

三島市通学路等安全対策推進計画

(三島市子どもの移動経路に関する安全プログラム)
(令和3年度～令和7年度)



三島市教育委員会学校教育課

目 次

1	計画策定の目的	P	1
2	計画の位置付け	P	1
3	計画の期間	P	1
4	計画の進行と見直し	P	1
5	計画のあらまし	P	2
	(1) 通学路等の定義			
	(2) 通学路等安全対策会議			
	(3) 対象箇所			
	(4) 計画の流れ			
6	情報の公開	P	5
7	その他資料	P	5

1 計画策定の目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、三島市でも、平成24年度に文部科学省、国土交通省、警察庁が、相互に連携して通学路の交通安全の確保に取り組むこととした「通学路における緊急合同点検実施要領」に基づき、市内全域で通学路の点検を行い、関係部署による対策を行いました。

また令和元年、滋賀県大津市において集団で歩道を通行中の保育園児らが死傷する交通事故が発生したことを受け、内閣府、文部科学省、厚生労働省から「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」が発出され、三島市においてもこれに基づき、各幼稚園、保育所等に散歩道等における危険箇所等の抽出を依頼し、関係部署による対策を行いました。

通学路等について児童生徒や園児が安心して通学等できるよう交通安全の観点から点検を行い、推進計画の策定をします。

2 計画の位置付け

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき、三島市における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めた「第11次三島市交通安全計画」第3節道路交通安全についての対策－Ⅱ講じようとする施策－1道路交通環境の整備－(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備－イ通学路等における歩道整備等の推進に位置付けられます。

この中で、「通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

保育園、幼稚園に通う園児、小学校、中学校、高校に通う児童・生徒の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、路肩のカラー舗装、防護柵設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道の拡充等の対策を推進する。」と規定されています。

また、計画策定にあたり、「三島市学校教育振興基本計画」、「通学路における緊急合同点検実施要領」等関係要領や通達も考慮しました。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までとし、「第11次三島市交通安全計画」と同様とします。

4 計画の進行と見直し

この計画の進行と管理は、通学路等安全対策会議で行います。また、この計

画の見直しは、令和6年度に行います。

5 計画のあらまし

(1) 通学路等の定義

通学路とは、多くの児童生徒が安全に通学できる道路で、学校が指定したものです。

指定にあたっては、児童生徒の安全性を最優先し、原則として、歩車分離がされ、通行車両が少なく、横断歩道や信号機、歩道橋等が設置されていること、また、人通りがあり周囲の見通しが良く防犯上も安全であることを考慮します。

また、指定の有無にかかわらず、幼稚園、保育所等において日常的に集団で移動する経路についても定義に含むものとします。

(2) 通学路等安全対策会議

地域協働・安全課、土木課、学校教育課、子ども保育課の担当者が構成する会議です。この会議で、各学校等から出された危険箇所を検討し、必要に応じ国土交通省や県土木事務所、警察、道路管理者等と連携し、安全対策を検討します。

(3) 本推進計画で対象となる箇所

市内小中学校の通学路及び通学時に児童生徒が多く利用する道路と幼稚園・保育所等の散歩等の園外活動に使用する道路等です。小学校区を単位とし区域を定めます。なお、中学校から提出された危険箇所は小学校区に含めます。

(4) 計画の流れ

ア) 学校教育課が4月に市内小中学校に通学路図の提出を依頼します。併せて、市内小中学校と幼稚園・保育所等に危険箇所の選定を依頼します。

イ) 各学校は、5月に学校教育課に通学路図を3部提出します。

ウ) 学校教育課は、各学校から提出された通学路図のうち1部を保管し、残り1部ずつを土木課と地域安全課が保管します。

エ) 各学校は、7月末までに担当職員とPTAやスクールガード等で通学路等の合同点検を行い、危険箇所を選定します。また各幼稚園・保育所等は、園職員が散歩等などの園外活動における安全点検を行い、危険箇所を選定します。

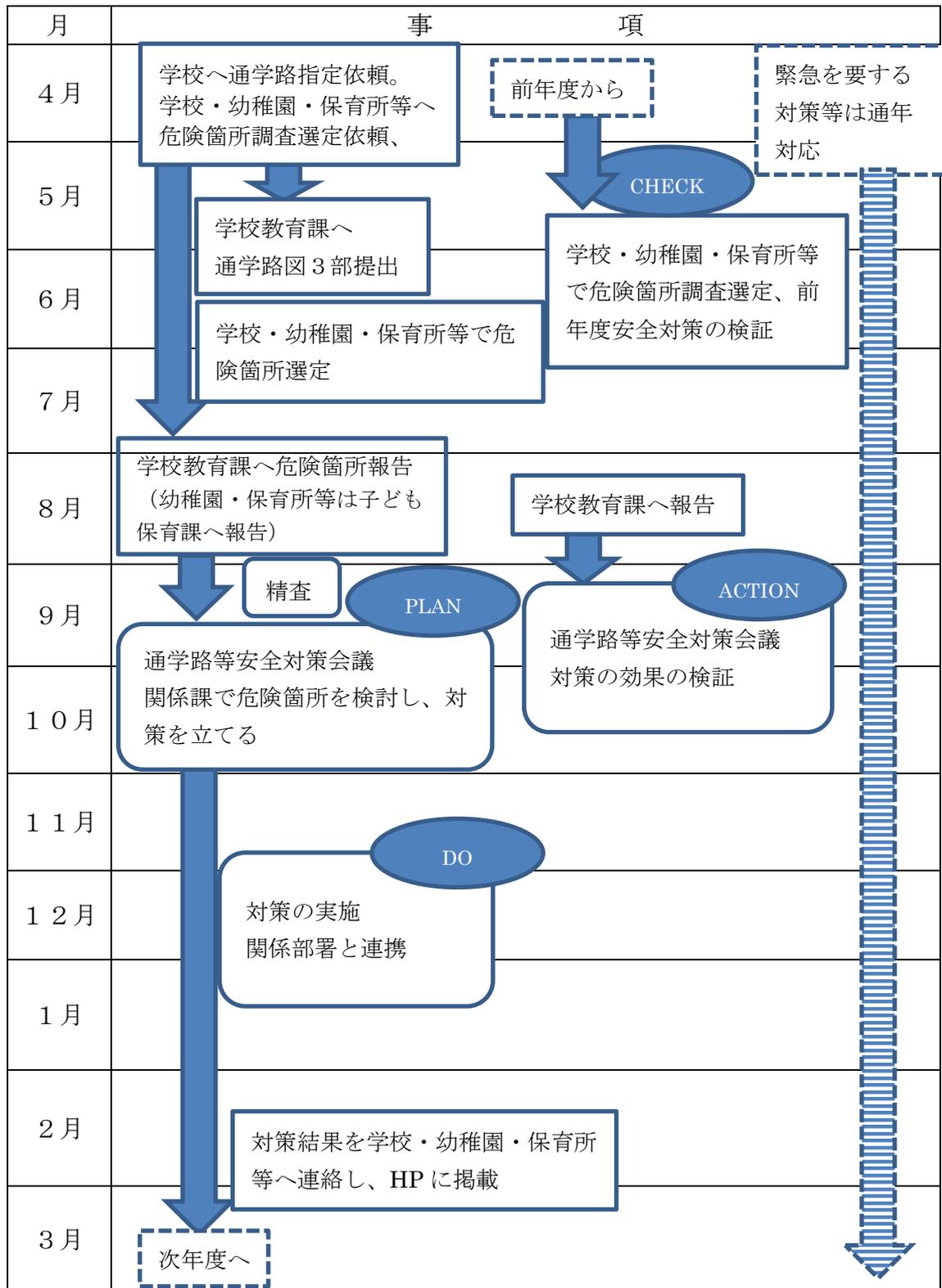
オ) 8月に各学校は学校教育課へ、また、各幼稚園・保育所等は子ども保育課へ通学路等危険箇所報告書を提出し、学校教育課がとりまとめます。

カ) 学校教育課は8月に各学校・幼稚園・保育所等から提出された危険箇所報告書の重複等を精査し、関係課を集めて「通学路等安全対策会議」を開催し、対策の検討をします。

キ) 道路管理者等で対策を迅速に行い、通学路等安全対策検証報告書で学校・幼稚園・保育所等へ報告します。また、年度内に対応できない箇所は理由を説明します。

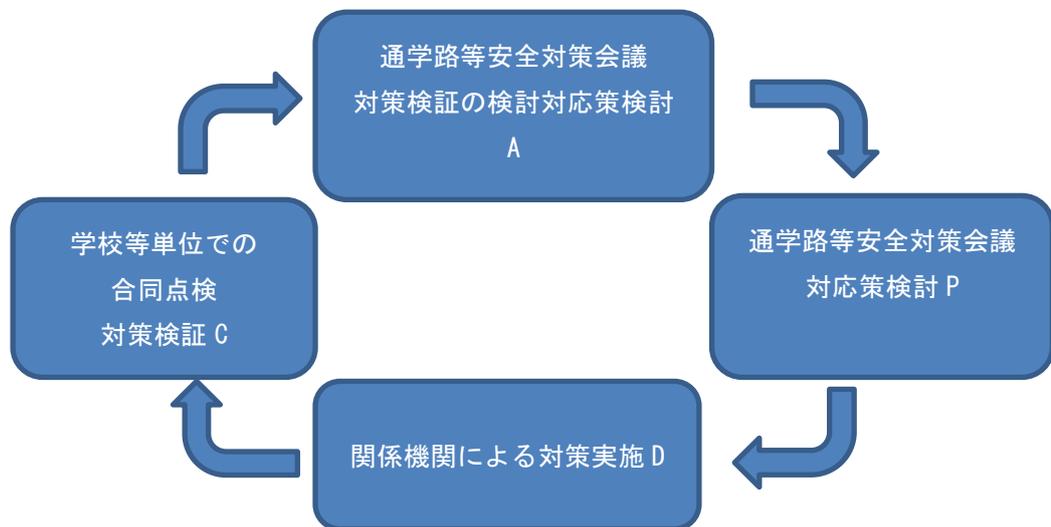
- ク) 通学路等の要対策箇所一覧及び対策済箇所図を作成し、市のホームページに掲載します。
- ケ) 次年度の合同点検で、各学校・幼稚園・保育所等は対策済箇所の効果の検証を行い、学校教育課へ報告します。
- コ) 通学路等安全対策会議で、検証結果に基づいて有効な対策を検証します。
- サ) その他、ポール等の安全施設が破損した場合や緊急に対策を要する危険箇所については、年間を通じ迅速に対応します。

計画の流れ



(5) PDCA サイクル

- ア) **PLAN** 各学校・幼稚園・保育所等から出された危険箇所について、通学路等安全対策会議で、対応策を検討します。
- イ) **DO** 土木課や地域安全課等関係機関によりグリーンベルトやポールを設置、歩道の敷設、道路拡幅、注意喚起看板の設置等対策を実施します。また、横断歩道設置等交通規制に係る対策については、警察署への要望を実施します。
- ウ) **CHECK** 各学校・幼稚園・保育所等で、合同点検に合わせ対策の有効性について検証を行い、実効性や他の方法の検討など調査し、結果を通学路等安全対策会議へ報告します。
- エ) **ACTION** 通学路等安全対策会議で、対策についての調査結果に基づき、今後の対策の検討材料とします。



6 情報の公開

三島市通学路等安全対策推進計画の公開

対策済み危険箇所について、学校や三島市の HP で公開します。

7 その他資料

対策済箇所図、対策事例、通学路等危険箇所報告書（様式）、
通学路等安全対策検証報告書（様式）

令和 年度通学路等危険箇所報告書

				学校・園名
番号	箇所名・住所	通学路等の状況・危険の内容		備 考
1				
2				
3				

令和 年度通学路等安全対策検証報告書

					学校・園名		
路線名	箇所名・住所	通学路等の状況・危険の内容	対策内容	検証結果			